主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負擔とする。

理 由

上告人本人A提出の上告理由について。

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」 (昭和二五年 五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいづれにも該当せず、又同法にいはゆる 「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められないから右論旨について は調査しない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官